達第16号

北区役所課長等専決規程等の一部を次のように改正する。

令和7年10月31日

大阪市長 横山 英幸

(北区役所課長等専決規程の一部改正)

第1条 北区役所課長等専決規程(平成24年達第22号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる 規定の傍線を付した部分のように改める。

がたりは旅でりした即分りように以める。 	
改正後	改正前
(窓口サービス課長専決事項)	(窓口サービス課長専決事項)
第6条 窓口サービス課長の専決事項は、次	第6条 [同左]
のとおりとする。	
[(1)~(4) 略]	[(1)~(4) 同左]
(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民	(5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康
健康保険の資格に関する届出が住民基本	保険被保険者証の回収(国民健康保険の
台帳法 (昭和42年法律第81号) に基づく届	資格に関する届出が住民基本台帳法(昭
書に付記してなされる場合に限る。) に関	和42年法律第81号)に基づく届書に付記
すること	してなされる場合に限る。) に関すること
[(6)~(13) 略]	[(6)~(13) 同左]
14 国民健康保険の被保険者の資格の得喪	14) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪
及び異動に関すること (第5号の場合に	及び異動に関すること(第5号の場合に
おける国民健康保険資格確認書の回収に	おける国民健康保険資格確認書及び国民
関することを除く。)	健康保険被保険者証の回収に関すること
	を除く。)
[(15)~(22) 略]	[(15)~(22) 同左]

(都島区役所課長等専決規程の一部改正)

備考 表中の[]の記載は注記である。

第2条 都島区役所課長等専決規程(平成24年達第23号)の一部を次のように改正する。

|--|

(窓口サービス課長専決事項)

第5条 窓口サービス課長の専決事項は、次 第5条 [同左] のとおりとする。

[(1)~(4) 略]

(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民 健康保険の資格に関する届出が住民基本 台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく届 書に付記してなされる場合に限る。) に関 すること

[(6)~(14) 略]

(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること (第5号の場合に おける国民健康保険資格確認書の回収に 関することを除く。)

[(16)~(23) 略]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(福島区役所課長等専決規程の一部改正)

第3条 福島区役所課長等専決規程(平成24年達第24号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる

規定の傍線を付した部分のように改める。	
改正後	改正前
(窓口サービス課長専決事項)	(窓口サービス課長専決事項)
第5条 窓口サービス課長の専決事項は、次	第5条 [同左]
のとおりとする。	
[(1)]	[/1\a_/4\ =1+:]

 $\lfloor (1) \sim (4)$ 略」

(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民 健康保険の資格に関する届出が住民基本 台帳法 (昭和42年法律第81号) に基づく届 書に付記してなされる場合に限る。) に関 すること

(窓口サービス課長専決事項)

[(1)~(4) 同左]

(5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康 保険被保険者証の回収(国民健康保険の 資格に関する届出が住民基本台帳法(昭 和42年法律第81号) に基づく届書に付記 してなされる場合に限る。) に関すること 「(6)~(14) 同左]

(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(第5号の場合に おける国民健康保険資格確認書及び国民

健康保険被保険者証の回収に関すること を除く。)

[(16)~(23) 同左]

[(1)~(4) 同左]

(5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康 保険被保険者証の回収(国民健康保険の 資格に関する届出が住民基本台帳法(昭 和42年法律第81号) に基づく届書に付記 してなされる場合に限る。) に関すること

[(6)~(14) 略]

(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(第5号の場合に おける<u>国民健康保険資格確認書</u>の回収に 関することを除く。)

[(16)~(23) 略]

[(6)~(14) 同左]

(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(第5号の場合に おける<u>国民健康保険資格確認書及び国民</u> 健康保険被保険者証の回収に関すること を除く。)

[(16)~(23) 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(此花区役所課長等専決規程の一部改正)

第4条 此花区役所課長等専決規程(平成24年達第25号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる 規定の傍線を付した部分のように改める。

Mile Of British Company of the Compa	
改正後	改正前
(窓口サービス課長専決事項)	(窓口サービス課長専決事項)
第6条 窓口サービス課長の専決事項は、次	第6条 [同左]
のとおりとする。	
[(1)~(4) 略]	[(1)~(4) 同左]
(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民	(5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康
健康保険の資格に関する届出が住民基本	保険被保険者証の回収(国民健康保険の
台帳法 (昭和42年法律第81号) に基づく届	資格に関する届出が住民基本台帳法(昭
書に付記してなされる場合に限る。) に関	和42年法律第81号)に基づく届書に付記
すること	してなされる場合に限る。) に関すること
[(6)~(14) 略]	[(6)~(14) 同左]
(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪	(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪
及び異動に関すること(第5号の場合に	及び異動に関すること(第5号の場合に
おける国民健康保険資格確認書の回収に	おける国民健康保険資格確認書及び国民
関することを除く。)	健康保険被保険者証の回収に関すること
	を除く。)

[(16)~(23) 同左]

(中央区役所課長等専決規程の一部改正)

備考 表中の[]の記載は注記である。

[(16)~(23) 略]

第5条 中央区役所課長等専決規程(平成24年達第26号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる 規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(窓口サービス課長等専決事項)	(窓口サービス課長等専決事項)
第6条 窓口サービス課長の専決事項は、次	第6条 [同左]
のとおりとする。	
[(1)~(4) 略]	[(1)~(4) 同左]
(5) <u>国民健康保険資格確認書</u> の回収(国民	(5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康
健康保険の資格に関する届出が住民基本	保険被保険者証の回収(国民健康保険の
台帳法 (昭和42年法律第81号) に基づく届	資格に関する届出が住民基本台帳法(昭
書に付記してなされる場合に限る。) に関	和42年法律第81号)に基づく届書に付記
すること	してなされる場合に限る。) に関すること
[(6)~(14) 略]	[(6)~(14) 同左]
2 国保収納担当課長の専決事項は、次のと	2 [同左]
おりとする。	
(1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪	(1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪
及び異動に関すること (前項第5号の場	及び異動に関すること(前項第5号の場
合における <u>国民健康保険資格確認書</u> の回	合における国民健康保険資格確認書及び
収に関することを除く。)	国民健康保険被保険者証の回収に関する
	ことを除く。)
[(2)~(9) 略]	[(2)~(9) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(西区役所課長等専決規程の一部改正)

第6条 西区役所課長等専決規程(平成24年達第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(窓口サービス課長専決事項)	(窓口サービス課長専決事項)
第5条 窓口サービス課長の専決事項は、次	第5条 [同左]
のとおりとする。	
[(1)~(4) 略]	[(1)~(4) 同左]

(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民健康保険の資格に関する届出が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく届書に付記してなされる場合に限る。)に関すること

「(6)~(14) 略]

(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(第5号の場合に おける<u>国民健康保険資格確認書</u>の回収に 関することを除く。)

[(16)~(23) 略]

(5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康 保険被保険者証の回収(国民健康保険の 資格に関する届出が住民基本台帳法(昭 和42年法律第81号)に基づく届書に付記 してなされる場合に限る。)に関すること

[(6)~(14) 同左]

(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(第5号の場合に おける<u>国民健康保険資格確認書及び国民</u> 健康保険被保険者証の回収に関すること を除く。)

[(16)~(23) 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(港区役所課長等専決規程の一部改正)

第7条 港区役所課長等専決規程(平成24年達第28号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる 規定の傍線を付した部分のように改める。

規定の傍線を付した部分のように改める。	
改正後	改正前
(窓口サービス課長専決事項)	(窓口サービス課長専決事項)
第5条 窓口サービス課長の専決事項は、次	第5条 [同左]
のとおりとする。	

[(1)~(4) 略]

(5) <u>国民健康保険資格確認書</u>の回収(国民健康保険の資格に関する届出が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく届書に付記してなされる場合に限る。)に関すること

[(6)~(14) 略]

(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること (第5号の場合に おける国民健康保険資格確認書の回収に [(1)~(4) 同左]

(5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康 保険被保険者証の回収(国民健康保険の 資格に関する届出が住民基本台帳法(昭 和42年法律第81号)に基づく届書に付記 してなされる場合に限る。)に関すること [(6)~(14) 同左]

(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること (第5号の場合に おける国民健康保険資格確認書及び国民 関することを除く。)

<u>健康保険被保険者証</u>の回収に関することを除く。)

[(16)~(23) 略]

[(16)~(23) 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大正区役所課長等専決規程の一部改正)

第8条 大正区役所課長等専決規程(平成24年達第29号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

現在の特殊を刊した部分のように以める。 	
改正後	改正前
(窓口サービス課長専決事項)	(窓口サービス課長専決事項)
第5条 窓口サービス課長の専決事項は、次	第5条 [同左]
のとおりとする。	
[(1)~(4) 略]	[(1)~(4) 同左]
(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民	(5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康
健康保険の資格に関する届出が住民基本	保険被保険者証の回収(国民健康保険の
台帳法 (昭和42年法律第81号) に基づく届	資格に関する届出が住民基本台帳法(昭
書に付記してなされる場合に限る。) に関	和42年法律第81号)に基づく届書に付記
すること	してなされる場合に限る。) に関すること
[(6)~(14) 略]	[(6)~(14) 同左]
(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪	(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪
及び異動に関すること (第5号の場合に	及び異動に関すること(第5号の場合に
おける <u>国民健康保険資格確認書</u> の回収に	おける国民健康保険資格確認書及び国民
関することを除く。)	<u>健康保険被保険者証</u> の回収に関すること
	を除く。)
[(16)~(23) 略]	[(16)~(23) 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。 (天王寺区役所課長等専決規程の一部改正)

第9条 天王寺区役所課長等専決規程(平成24年達第30号)の一部を次のように改正する。

|--|

(窓口サービス課長専決事項)

第5条 窓口サービス課長の専決事項は、次 第5条 [同左] のとおりとする。

[(1)~(4) 略]

(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民 健康保険の資格に関する届出が住民基本 台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく届 書に付記してなされる場合に限る。) に関 すること

[(6)~(13) 略]

(14) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること (第5号の場合に おける国民健康保険資格確認書の回収に 関することを除く。)

[(15)~(25) 略]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(浪速区役所課長等専決規程の一部改正)

第10条 浪速区役所課長等専決規程(平成24年達第31号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる **担定の傍線を付した郊分のように改める**

規定の特線を刊した部分のように 以 める。	
改正後	改正前
(窓口サービス課長等専決事項)	(窓口サービス課長等専決事項)
第5条 窓口サービス課長の専決事項は、次	第5条 [同左]
のとおりとする。	
「(1)~(4) 略]	「(1)~(4) 同左]

(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民 健康保険の資格に関する届出が住民基本 台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく届 書に付記してなされる場合に限る。) に関 すること

(窓口サービス課長専決事項)

[(1)~(4) 同左]

(5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康 保険被保険者証の回収(国民健康保険の 資格に関する届出が住民基本台帳法(昭 和42年法律第81号) に基づく届書に付記 してなされる場合に限る。) に関すること

「(6)~(13) 同左]

(14) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること (第5号の場合に おける国民健康保険資格確認書及び国民 健康保険被保険者証の回収に関すること を除く。)

[(15)~(25) 同左]

(5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康 保険被保険者証の回収(国民健康保険の 資格に関する届出が住民基本台帳法(昭 和42年法律第81号) に基づく届書に付記 してなされる場合に限る。) に関すること

「(6)~(14) 略]

- 2 保険年金担当課長の専決事項は、次のとおりとする。
- (1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(前項第5号の場 合における<u>国民健康保険資格確認書</u>の回 収に関することを除く。)

 $[(2)\sim(9)$ 略]

[(6)~(14) 同左]

- 2 [同左]
- (1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(前項第5号の場 合における<u>国民健康保険資格確認書及び</u> <u>国民健康保険被保険者証</u>の回収に関する ことを除く。)

「(2)~(9) 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(西淀川区役所課長等専決規程の一部改正)

第11条 西淀川区役所課長等専決規程 (平成24年達第32号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

MILL OF ISHING IT CICEDIA OF STORES	
改正後	改正前
(窓口サービス課長専決事項)	(窓口サービス課長専決事項)
第7条 窓口サービス課長の専決事項は、次	第7条 [同左]
のとおりとする。	

「(1)~(4) 略]

(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民健康保険の資格に関する届出が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく届書に付記してなされる場合に限る。)に関すること

[(6)~(14) 略]

(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(第5号の場合に おける国民健康保険資格確認書の回収に 関することを除く。)

[(16)~(25) 略]

[(1)~(4) 同左]

- (5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康保険の保険被保険者証の回収(国民健康保険の資格に関する届出が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく届書に付記してなされる場合に限る。)に関すること [(6)~(14) 同左]
- (15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(第5号の場合に おける国民健康保険資格確認書及び国民 健康保険被保険者証の回収に関すること

を除く。)

[(16)~(25) 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(淀川区役所課長等専決規程の一部改正)

第12条 淀川区役所課長等専決規程(平成24年達第33号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる 規定の傍線を付した部分のように改める。

規定の特殊を行した部分のように収める。	
改正後	改正前
(窓口サービス課長等専決事項)	(窓口サービス課長等専決事項)
第6条 窓口サービス課長の専決事項は、次	第6条 [同左]
のとおりとする。	
[(1)~(4) 略]	[(1)~(4) 同左]
(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民	(5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康
健康保険の資格に関する届出が住民基本	保険被保険者証の回収(国民健康保険の
台帳法 (昭和42年法律第81号) に基づく届	資格に関する届出が住民基本台帳法(昭
書に付記してなされる場合に限る。) に関	和42年法律第81号)に基づく届書に付記
すること	してなされる場合に限る。) に関すること
[(6)~(14) 略]	[(6)~(14) 同左]
2 保険年金担当課長の専決事項は、次のと	2 [同左]
おりとする。	
(1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪	(1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪
及び異動に関すること (前項第5号の場	及び異動に関すること (前項第5号の場
合における <u>国民健康保険資格確認書</u> の回	合における <u>国民健康保険資格確認書及び</u>
収に関することを除く。)	国民健康保険被保険者証の回収に関する
	ことを除く。)
[(2)~(9) 略]	[(2)~(9) 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(東淀川区役所課長等専決規程の一部改正)

第13条 東淀川区役所課長等専決規程(平成24年達第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(窓口サービス課長等専決事項)	(窓口サービス課長等専決事項)

第5条 窓口サービス課長の専決事項は、次 第5条 [同左] のとおりとする。

「(1)~(4) 略]

(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民 健康保険の資格に関する届出が住民基本 台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく届 書に付記してなされる場合に限る。) に関 すること

[(6)~(14) 略]

- 2 保険年金担当課長の専決事項は、次のと おりとする。
- (1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(前項第5号の場 合における国民健康保険資格確認書の回 収に関することを除く。)

 $[(2)\sim(9)$ 略]

(出張所長専決事項)

第8条 出張所長の専決事項は、次のとおり とする。

[(1)~(8) 略]

(9) 国民健康保険資格確認書の回収(国民 健康保険の資格に関する届出が住民基 本台帳法に基づく届書に付記してなさ れる場合に限る。) に関すること

[(10)~(20) 略]

「(1)~(4) 同左]

- (5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康 保険被保険者証の回収(国民健康保険の 資格に関する届出が住民基本台帳法(昭 和42年法律第81号) に基づく届書に付記 してなされる場合に限る。) に関すること [(6)~(14) 同左]
- 2 [同左]
- (1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(前項第5号の場 合における国民健康保険資格確認書及び 国民健康保険被保険者証の回収に関する ことを除く。)

[(2)~(9) 同左]

(出張所長専決事項)

第8条 [同左]

[(1)~(8) 同左]

(9) 国民健康保険資格確認書及び国民健 康保険被保険者証の回収(国民健康保険 の資格に関する届出が住民基本台帳法 に基づく届書に付記してなされる場合 に限る。) に関すること

[(10)~(20) 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(東成区役所課長等専決規程の一部改正)

第14条 東成区役所課長等専決規程(平成24年達第35号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる

規定の傍線を付した部分のように改める。

規定の傍線を付した部分のように収める。	
改正後	改正前
(窓口サービス課長専決事項)	(窓口サービス課長専決事項)
第5条 窓口サービス課長の専決事項は、次	第5条 [同左]
のとおりとする。	
[(1)~(4) 略]	[(1)~(4) 同左]
(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民	(5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康
健康保険の資格に関する届出が住民基本	<u>保険被保険者証</u> の回収(国民健康保険の
台帳法 (昭和42年法律第81号) に基づく届	資格に関する届出が住民基本台帳法(昭
書に付記してなされる場合に限る。) に関	和42年法律第81号)に基づく届書に付記
すること	してなされる場合に限る。) に関すること
[(6)~(14) 略]	[(6)~(14) 同左]
(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪	(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪
及び異動に関すること(第5号の場合に	及び異動に関すること(第5号の場合に
おける国民健康保険資格確認書の回収に	おける国民健康保険資格確認書及び国民
関することを除く。)	健康保険被保険者証の回収に関すること
	を除く。)
[(16)~(23) 略]	[(16)~(23) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(生野区役所課長等専決規程の一部改正)

第15条 生野区役所課長等専決規程(平成24年達第36号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(窓口サービス課長等専決事項)	(窓口サービス課長等専決事項)
第5条 窓口サービス課長の専決事項は、次	第5条 [同左]
のとおりとする。	
[(1)~(4) 略]	[(1)~(4) 同左]
(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民	(5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康
健康保険の資格に関する届出が住民基本	保険被保険者証の回収(国民健康保険の
台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく届	資格に関する届出が住民基本台帳法(昭

書に付記してなされる場合に限る。) に関 すること

[(6)~(14) 略]

- 2 保険年金担当課長の専決事項は、次のと おりとする。
- (1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(前項第5号の場 合における国民健康保険資格確認書の回 収に関することを除く。)

「(2)~(9) 略]

和42年法律第81号) に基づく届書に付記 してなされる場合に限る。) に関すること [(6)~(14) 同左]

- 2 [同左]
- (1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(前項第5号の場 合における国民健康保険資格確認書及び 国民健康保険被保険者証の回収に関する ことを除く。)

[(2)~(9) 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(旭区役所課長等専決規程の一部改正)

第16条 旭区役所課長等専決規程(平成24年達第37号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる **担定の廃娘を付した郊公のように改める**

規定の特線を刊した部分のように以める。 	
改正後	改正前
(窓口サービス課長専決事項)	(窓口サービス課長専決事項)
第7条 窓口サービス課長の専決事項は、次	第7条 [同左]
のとおりとする。	
[(1)~(4) 略]	[(1)~(4) 同左]

(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民 健康保険の資格に関する届出が住民基本 台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく届 書に付記してなされる場合に限る。) に関 すること

[(6)~(14) 略]

(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること (第5号の場合に おける国民健康保険資格確認書の回収に 関することを除く。)

- (5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康 保険被保険者証の回収(国民健康保険の 資格に関する届出が住民基本台帳法(昭 和42年法律第81号) に基づく届書に付記 してなされる場合に限る。) に関すること [(6)~(14) 同左]
- (15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること (第5号の場合に おける国民健康保険資格確認書及び国民 健康保険被保険者証の回収に関すること

を除く。) [(16)~(23) 略] [(16)~(23) 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(城東区役所課長等専決規程の一部改正)

第17条 城東区役所課長等専決規程(平成24年達第38号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる 規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(窓口サービス課長等専決事項)	(窓口サービス課長等専決事項)
第5条 窓口サービス課長の専決事項は、次	第5条 [同左]
のとおりとする。	
[(1)~(4) 略]	[(1)~(4) 同左]
(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民	(5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康
健康保険の資格に関する届出が住民基本	<u>保険被保険者証</u> の回収(国民健康保険の
台帳法 (昭和42年法律第81号) に基づく届	資格に関する届出が住民基本台帳法(昭
書に付記してなされる場合に限る。) に関	和42年法律第81号)に基づく届書に付記
すること	してなされる場合に限る。) に関すること
[(6)~(14) 略]	[(6)~(14) 同左]
2 保険年金担当課長の専決事項は、次のと	2 [同左]
おりとする。	
(1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪	(1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪
及び異動に関すること(前項第5号の場	及び異動に関すること(前項第5号の場
合における <u>国民健康保険資格確認書</u> の回	合における国民健康保険資格確認書及び
収に関することを除く。)	国民健康保険被保険者証の回収に関する
	ことを除く。)
[(2)~(9) 略]	[(2)~(9) 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(鶴見区役所課長等専決規程の一部改正)

第18条 鶴見区役所課長等専決規程(平成24年達第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(窓口サービス課長等専決事項)	(窓口サービス課長等専決事項)
第5条 窓口サービス課長の専決事項は、次	第5条 [同左]
のとおりとする。	
[(1)~(4) 略]	[(1)~(4) 同左]
(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民	(5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康
健康保険の資格に関する届出が住民基本	<u>保険被保険者証</u> の回収(国民健康保険の
台帳法 (昭和42年法律第81号) に基づく届	資格に関する届出が住民基本台帳法(昭
書に付記してなされる場合に限る。) に関	和42年法律第81号)に基づく届書に付記
すること	してなされる場合に限る。) に関すること
[(6)~(14) 略]	[(6)~(14) 同左]
2 保険年金担当課長の専決事項は、次のと	2 [同左]
おりとする。	
(1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪	(1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪
及び異動に関すること(前項第5号の場	及び異動に関すること(前項第5号の場
合における <u>国民健康保険資格確認書</u> の回	合における <u>国民健康保険資格確認書及び</u>
収に関することを除く。)	<u>国民健康保険被保険者証</u> の回収に関する
	ことを除く。)
[(2)~(9) 略]	[(2)~(9) 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(阿倍野区役所課長等専決規程の一部改正)

第19条 阿倍野区役所課長等専決規程(平成24年達第40号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(窓口サービス課長等専決事項)	(窓口サービス課長等専決事項)
第5条 窓口サービス課長の専決事項は、次	第5条 [同左]
のとおりとする。	
[(1)~(4) 略]	[(1)~(4) 同左]
(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民	(5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康
健康保険の資格に関する届出が住民基本	<u>保険被保険者証</u> の回収(国民健康保険の

台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく届 書に付記してなされる場合に限る。) に関 すること

[(6)~(14) 略]

- 2 保険年金担当課長の専決事項は、次のと おりとする。
- (1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(前項第5号の場 合における国民健康保険資格確認書の回 収に関することを除く。)

 $[(2)\sim(9)$ 略]

資格に関する届出が住民基本台帳法(昭 和42年法律第81号) に基づく届書に付記 してなされる場合に限る。) に関すること [(6)~(14) 同左]

2 [同左]

(1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(前項第5号の場 合における国民健康保険資格確認書及び 国民健康保険被保険者証の回収に関する ことを除く。)

[(2)~(9) 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(住之江区役所課長等専決規程の一部改正)

第20条 住之江区役所課長等専決規程(平成24年達第41号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる

規定の傍線を付した部分のように改める。	
改正後	改正前
(窓口サービス課長専決事項)	(窓口サービス課長専決事項)
第5条 窓口サービス課長の専決事項は、次	第5条 [同左]
のとおりとする。	
[(1)~(4) 略]	[(1)~(4) 同左]

(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民 健康保険の資格に関する届出が住民基本 台帳法 (昭和42年法律第81号) に基づく届 書に付記してなされる場合に限る。) に関 すること

[(6)~(14) 略]

(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(第5号の場合に おける国民健康保険資格確認書の回収に (5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康 保険被保険者証の回収(国民健康保険の 資格に関する届出が住民基本台帳法(昭 和42年法律第81号) に基づく届書に付記 してなされる場合に限る。) に関すること

[(6)~(14) 同左]

(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(第5号の場合に おける国民健康保険資格確認書及び国民 関することを除く。)

<u>健康保険被保険者証</u>の回収に関することを除く。)

[(16)~(23) 略]

[(16)~(23) 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(住吉区役所課長等専決規程の一部改正)

第21条 住吉区役所課長等専決規程(平成24年達第42号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

規定の傍線を付した部分のように改める。	
改正後	改正前
(住民情報課長専決事項)	(住民情報課長専決事項)
第7条 住民情報課長の専決事項は、次のと	第7条 [同左]
おりとする。	
[(1)~(4) 略]	[(1)~(4) 同左]
(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民	(5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康
健康保険の資格に関する届出が住民基本	保険被保険者証の回収(国民健康保険の
台帳法 (昭和42年法律第81号) に基づく届	資格に関する届出が住民基本台帳法(昭
書に付記してなされる場合に限る。) に関	和42年法律第81号)に基づく届書に付記
すること	してなされる場合に限る。) に関すること
[(6)~(13) 略]	[(6)~(13) 同左]
(保険年金課長専決事項)	(保険年金課長専決事項)
第8条 保険年金課長の専決事項は、次のと	第8条 [同左]
おりとする。	
(1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪	(1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪
及び異動に関すること(前条第5号の場	及び異動に関すること(前条第5号の場
合における <u>国民健康保険資格確認書</u> の回	合における <u>国民健康保険資格確認書及び</u>
収に関することを除く。)	国民健康保険被保険者証の回収に関する
	ことを除く。)
[(2)~(9) 略]	[(2)~(9) 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(東住吉区役所課長等専決規程の一部改正)

第22条 東住吉区役所課長等専決規程(平成24年達第43号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる

規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後 改正前

(窓口サービス課長専決事項)

第5条 窓口サービス課長の専決事項は、次 第5条 [同左] のとおりとする。

「(1)~(4) 略]

(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民 健康保険の資格に関する届出が住民基本 台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく届 書に付記してなされる場合に限る。) に関 すること

[(6)~(14) 略]

(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること (第5号の場合に おける国民健康保険資格確認書の回収に 関することを除く。)

[(16)~(23) 略]

(出張所長専決事項)

第9条 出張所長の専決事項は、次のとおり とする。

 $[(1)\sim(7)$ 略]

(8) 国民健康保険資格確認書の回収(国民 健康保険の資格に関する届出が住民基 本台帳法に基づく届書に付記してなさ れる場合に限る。) に関すること

[(9)~(17) 略]

(窓口サービス課長専決事項)

「(1)~(4) 同左]

(5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康 保険被保険者証の回収(国民健康保険の 資格に関する届出が住民基本台帳法(昭 和42年法律第81号) に基づく届書に付記 してなされる場合に限る。) に関すること [(6)~(14) 同左]

(15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(第5号の場合に おける国民健康保険資格確認書及び国民 健康保険被保険者証の回収に関すること を除く。)

[16]~(23) 同左]

(出張所長専決事項)

第9条 [同左]

[(1)~(7) 同左]

(8) 国民健康保険資格確認書及び国民健 康保険被保険者証の回収(国民健康保険 の資格に関する届出が住民基本台帳法 に基づく届書に付記してなされる場合 に限る。) に関すること

[(9)~(17) 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(平野区役所課長等専決規程の一部改正)

第23条 平野区役所課長等専決規程(平成24年達第44号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

規定の特殊を刊した部分のように以める。	
改正後	改正前
(住民情報課長専決事項)	(住民情報課長専決事項)
第6条 住民情報課長の専決事項は、次のと	第6条 [同左]
おりとする。	
[(1)~(4) 略]	[(1)~(4) 同左]
(5) 国民健康保険資格確認書の回収(国民	(5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康
健康保険の資格に関する届出が住民基本	保険被保険者証の回収(国民健康保険の
台帳法 (昭和42年法律第81号) に基づく届	資格に関する届出が住民基本台帳法(昭
書に付記してなされる場合に限る。) に関	和42年法律第81号)に基づく届書に付記
すること	してなされる場合に限る。) に関すること
[(6)~(14) 略]	[(6)~(14) 同左]
(保険年金課長専決事項)	(保険年金課長専決事項)
第7条 保険年金課長の専決事項は、次のと	第7条 [同左]
おりとする。	
(1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪	(1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪
及び異動に関すること(前条第5号の場	及び異動に関すること(前条第5号の場
合における国民健康保険資格確認書の回	合における国民健康保険資格確認書及び
収に関することを除く。)	国民健康保険被保険者証の回収に関する
	ことを除く。)
[(2)~(9) 略]	[(2)~(9) 同左]
	•

備考 表中の[]の記載は注記である。

(西成区役所課長等専決規程の一部改正)

第24条 西成区役所課長等専決規程(平成24年達第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(窓口サービス課長等専決事項)	(窓口サービス課長等専決事項)
第5条 窓口サービス課長の専決事項は、次	第5条 [同左]
のとおりとする。	

「(1)~(4) 略]

(5) <u>国民健康保険資格確認書</u>の回収(国民 健康保険の資格に関する届出が住民基本 台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく届 書に付記してなされる場合に限る。)に関 すること

[(6)~(14) 略]

- 2 保険年金担当課長の専決事項は、次のとおりとする。
- (1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(前項第5号の場 合における<u>国民健康保険資格確認書</u>の回 収に関することを除く。)

[(2)~(9) 略]

「(1)~(4) 同左]

- (5) 国民健康保険資格確認書及び国民健康 保険被保険者証の回収(国民健康保険の 資格に関する届出が住民基本台帳法(昭 和42年法律第81号)に基づく届書に付記 してなされる場合に限る。)に関すること
- [(6)~(14) 同左]

2 [同左]

(1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 及び異動に関すること(前項第5号の場 合における<u>国民健康保険資格確認書及び</u> <u>国民健康保険被保険者証</u>の回収に関する ことを除く。)

[(2)~(9) 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附則

この改正規程は、令和7年11月1日から施行する。

(北区役所総務課、都島区役所総務課、福島区役所企画総務課、此花区役所総務課、中央区役所総務課、西区役所総務課、港区役所総務課、大正区役所総務課、天王寺区役所企画総務課、浪速区役所総務課、西淀川区役所総務課、淀川区役所総務課、東淀川区役所総務課、東成区役所総務課、生野区役所企画総務課、旭区役所総務課、城東区役所総務課、鶴見区役所総務課、阿倍野区役所総務課、住之江区役所総務課、住吉区役所総務課、東住吉区役所総務課、平野区役所総務課、西成区役所総務課)